

令和6年度 神奈川県市町村移譲事務交付金の取扱いについて

—神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱附則（令和6年4月1日施行分）第2項に規定する事務の取扱いについて—

神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱（以下「要綱」という。）附則（令和6年4月1日施行）第2項に規定する事務に係る交付金の額の算定、交付金の額の決定及び交付時期は、次の表のとおりとする。

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-27 中の ・医療法人の収益等の 報告受理	【追加】 令和6年1月1日 (横浜市、川崎市及び 相模原市)	令和6年4月1日～令和7年1月 31日までの実績件数を算定基礎と し、令和6年4月1日～令和7年 3月31日までの分を交付する(10 か月分の実績を基に、4月から3 月までの12か月分の件数を算出 (6/5倍))。	令和7年3月 31日まで	令和7年3月 に一括交付す る。
A-43 中の ・ふぐ加工製品の取扱 い等に係る届出の受 理 ・ふぐ加工製品の取扱 い等に係る届出済書 の交付 ・ふぐ加工製品の取扱 い等に係る届出済書 の書換、又は再交付 ・ふぐ加工製品の取扱 い等に係る廃止の届 出及び届出済書の返 納受理 ・措置命令、取扱い等 の停止命令	【削除】 令和6年6月1日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、 藤沢市及び茅ヶ崎市)	令和4年4月1日～同年5月31日 までの実績件数を算定基礎とし、 令和6年4月1日～同年5月31日 までの分を交付する。	令和6年6月 30日まで	(要綱第5条 に定める時 期)
A-43 中の ・必要な報告の徴収、 立入検査	【既移譲事務の処理範 囲の変更】 令和6年6月1日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	令和4年4月1日～令和5年3月 31日までの実績件数から令和4年 6月1日～令和5年3月31日ま でのふぐ加工製品の取扱い等に係 る事務の実績件数を除いた件数を 算定基礎とし、令和6年4月1日 ～令和7年3月31日までの分を 交付する。	令和6年6月 30日まで	(要綱第5条 に定める時 期)
A-44 中の ・魚介類行商等の営業 の許可 ・地位の承継の届出受 理 ・営業者に対する必要 な措置の命令 ・営業の許可の取消、 営業の停止命令	【削除】 令和6年6月1日 (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、 藤沢市及び茅ヶ崎市)	令和4年4月1日～同年5月31日 までの実績件数を算定基礎とし、 令和6年4月1日～同年5月31日 までの分を交付する。	令和6年6月 30日まで	(要綱第5条 に定める時 期)
A-44 中の ・手数料収入額	— (横浜市、川崎市、相 模原市、横須賀市、藤 沢市及び茅ヶ崎市)	「交付額の算定方法」による件数 を基に算出した手数料収入額を交 付額から除く。	令和6年6月 30日まで	(要綱第5条 に定める時 期)

対象事務	移譲時期 (移譲先市町村)	交付額の算定方法	交付額の 決定時期	交付時期
A-113 中の ・一般旅券の発給に係る事務 ・返納旅券の受理、還付	— (横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町)	令和4年4月1日～令和5年3月31日までの実績件数に、令和4年4月1日～令和5年3月26日までの査証欄の増補申請の受理等の事務の実績件数を加えた件数を算定基礎とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの分を交付する。	令和6年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-123 中の ・土地改良区の組織変更(一般社団法人)の認可 ・土地改良区の組織変更の認可(一般社団法人)に係る公告 ・土地改良区の組織変更(認可地縁団体)の認可 ・土地改良区の組織変更(認可地縁団体)の認可をした場合の通知 ・土地改良区の組織変更の認可(認可地縁団体)に係る公告(法第76条の5第3項の準用) ・基幹的な土地改良施設の指定	【追加】 令和6年4月1日 (横浜市)	令和5年4月1日～令和6年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの分を交付する。	令和6年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
A-124 中の ・農用地利用集積等促進計画の認可 ・認可の通知及び公告 ・農地中間管理権に係る賃貸借等の解除の承認 ・農地が適正利用されていない場合における賃貸借等の解除の承認	【追加】 令和6年4月1日 (山北町)	令和5年4月1日～令和6年3月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの分を交付する。	令和6年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)
B-56 中の ・認可外保育施設の設置の届出に係る経由事務 ・認可外保育施設の変更・廃止届に係る経由事務	【既移譲事務の処理範囲の変更】 令和6年4月1日 (市町村(横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。))	令和6年4月1日～令和7年1月31日までの実績件数を算定基礎とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までの分を交付する(10か月分の実績を基に、4月から3月までの12か月分の件数を算出(6/5倍))。	令和7年3月31日まで	令和7年3月に一括交付する。
A-27、43、113 及び B-56 中の上記以外	移譲済み	要綱別表第2のとおり	令和6年6月30日まで	(要綱第5条に定める時期)

※ 交付額の算定方法及び交付時期について、上記に規定する事務の取扱いに特に記載があるもののほかは、要綱第5条及び別表第2に定めるところによる。